

改正案	現行
<p>2. 2 基本調査 (8 ページ)</p> <p>2. 2-1 (給水装置工事の種別)</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 臨時</p> <p>期間限定の各種興行又は、仮設建物等へ給水するため及び建設工事に伴い、一時的に水道が必要な場合にその施工者に限り申請が可能な水道使用に係る工事である。</p> <p>臨時設置の給水装置に係る数量、構造、期間、設置及び様態については、工事現場の状況に応じた申請を可能とする。</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>臨時工事に水道加入（水道加入金の納入）は伴わないが、臨時用料金を徴収するための使用水量の計測を行う。</p> <p>2. 3 給水方式の決定 (10 ページ)</p> <p>2. 3-1 (直結方式)</p> <p>(1) 原則として「階数2」までの建築物（各階の階高は3m以下を標準として、最高位の水栓までの高さが6.5m未満のもの。）への給水を標準として、配水管の圧力及び水量等の給水能力に支障がなく、将来にわたり正常に給水でき得ると判断する場合。ただし、「階数3」までの建築物、最高位の水栓までの高さが10.0m未満の建築物に対しては、都度協議を行うことができる。</p> <p>なお、階数（水栓の高さ）の算定は、分岐する「配水管の管天端高」を基準とする。</p> <p>2. 5 給水管口径の決定 (15 ページ)</p> <p>2. 5-1 (基本事項)</p> <p>【表-2.5.1 (戸建住宅・家族型、単身個室型住居専用建物) 給水主管口径一覧表】</p> <p style="text-align: center;"><u>改正一覧表 別紙① 参照</u></p>	<p>2. 2 基本調査</p> <p>2. 2-1 (給水装置工事の種別)</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 臨時</p> <p>住宅の新築、建替え工事及び一般建設工事に伴い、工事用水が必要な場合にその施工者に限り申請が可能な水道使用に係る工事である。</p> <p>臨時設置の給水装置に係る数量、構造、期間、設置及び様態については、工事現場の状況に応じた申請を可能とする。</p> <p>ただし、「資料-1 給水装置工事の手順」に記載する臨時水道メーター口径及び臨時使用の期間を原則とし、工事の計画上この手順書の原則に拠れないときは、企業長と協議する。</p> <p>臨時工事に水道加入（水道加入金の納入）は伴わないが、臨時用料金を徴収するための使用水量の計測を行う。</p> <p>2. 3 給水方式の決定</p> <p>2. 3-1 (直結方式)</p> <p>(1) 原則として「階数2」までの建築物（各階の階高は3m以下を標準として、最高位の水栓までの高さが6.5m未満のもの。）への給水を標準として、配水管の圧力及び水量等の給水能力に支障がなく、将来にわたり正常に給水でき得ると判断する場合。</p> <p>なお、階数（水栓の高さ）の算定は、分岐する「配水管の管天端高」を基準とする。</p> <p>2. 5 給水管口径の決定</p> <p>2. 5-1 (基本事項)</p> <p>【表-2.5.1 (戸建住宅・家族型、単身個室型住居専用建物) 給水主管口径一覧表】</p>

改正案	現行
<p>3. 1 水道メーターまでの使用材料 (28 ページ)</p> <p>3. 1-1 (材料の指定) 略</p> <p>3. 1-2 (指定材料) 略</p> <p>3. 1-3 (既設管使用) 既存引込管が、指定材料であり法定耐用年数以内(40年)であれば、その引込管を再利用することが出来る。</p> <p>※ なお、ポリエチレン1層管は漏水に対しての危険度が高いため給水装置工事主任技術者は、申込者に対して指定材料での引き直しを推奨すること。</p> <p>【表-3. 1. 1 給水装置指定材料一覧】 (29 ページ) 水管 使用可能口径 (mm) 呼び径 25A~150A ※25</p> <p>※10 サドル付分水栓 JWVA 規格及びその準拠品の使用を認めるが、規格品使用の場合においても配水管口径350超への取付けは許可しないことを原則とする。</p> <p>※11 (株)日邦バルブ (S-WGI 過締め防止) 前澤給装(株) (プレインゲート) 又は他社同仕等品。</p> <p>※12~24 略</p> <p>※25 凍結保護の為、ラッキングカバーで保温施工を行うこと。</p> <p>4. 2 給水管の防護 (36 ページ)</p> <p>(5) 水道用ステンレス鋼管を使用した場合は、ラッキングカバーで保温施工を行う。</p> <p>改正図 別紙② 参照</p>	<p>3. 1 水道メーターまでの使用材料</p> <p>3. 1-1 (材料の指定) 略</p> <p>3. 1-2 (指定材料) 略</p> <p><u>3. 1-3 追加</u></p> <p>【表-3. 1. 1 給水装置指定材料一覧】 水管 使用可能口径 (mm) 呼び径 80A~150A</p> <p>※10 サドル付分水栓 JWVA 規格及びその準拠品の使用を認めるが、規格品使用の場合においても配水管口径350以上への取付けは許可しないことを原則とする。</p> <p>※11 (株)日邦バルブ (S-WGI 過締め防止) 前澤給装(株) (PGS-RC) 又は他社同仕等品。</p> <p>※12~24 略</p> <p><u>※25 追加</u></p> <p>4. 2 給水管の防護</p> <p><u>(5) 追加</u></p>

改正案	現行
<p>4. 4 仕切弁及び止水栓の設置 (39 ページ)</p> <p>4. 4-1 (仕切弁と止水栓の位置)</p> <p>(1) 給水管口径 50 mm以下の場合は、宅地 (敷地) 内の境界から 1 m以上 3 m以内の位置に、「メーターユニット (止水栓)」を設置すること。</p> <p>(2) 給水管口径 25 mm以下の連合管及び、30 mm、40 mm、50 mmの場合は、「メーターユニット (止水栓)」の上流側に「ソフトシール仕切弁」を設置すること。 なお、この設置は省略できない。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(3) 給水管口径 75 mm以上の場合は、宅地 (敷地) 内の境界から 3 m以内の位置に水道メーター取付けのための伸縮補足管に直結して「ソフトシール仕切弁」を設置し、このソフトシール仕切弁を「第 1 止水」と呼び、この第 1 止水の設置は省略できない。</p> <p style="text-align: center;">改正図 別紙③ 参照</p>	<p>4. 4 仕切弁及び止水栓の設置</p> <p>4. 4-1 (仕切弁と止水栓の位置)</p> <p>(1) 給水管口径 25 mmの場合は、宅地 (敷地) 内の境界から 1 m以上 2 m以内の位置に、水道メーターに直結して「伸縮式ボール止水栓」を設置すること。</p> <p>(2) 給水管口径 30 mm、40 mmの場合は、宅地 (敷地) 内の境界から 2 m以内の位置に、水道メーターに直結して設置する伸縮式ボール止水栓の上流側に「ソフトシール仕切弁」を設置すること。 なお、この設置は省略できない。</p> <p>(3) 給水管口径 50 mmの場合は、宅地 (敷地) 内の境界から 2 m以内の位置に「ソフトシール仕切弁」を設置すること。なお、この設置は省略できない。</p> <p>(4) 給水管口径 75 mm以上の場合は、宅地 (敷地) 内の境界から 2 m以内の位置に水道メーター取付けのための伸縮補足管に直結して「ソフトシール仕切弁」を設置し、このソフトシール仕切弁を「第 1 止水」と呼び、この第 1 止水の設置は省略できない。</p>
<p>5. 1 配管要領 (53 ページ)</p> <p>宅地 (敷地) 内の給水主管が、家屋等の建造物の下を通過して配管されると、不測の漏水修理等の維持管理上重大な支障が生じるため、給水主管は建造物基礎及びその附帯物の外に埋設することを原則とする。</p> <p>ただし、止むを得ず給水主管を建造物の下に通過させる場合は、配管スリーブ等を設けて給水管の交換を容易にするか、点検口及び修理口を設ける等の措置をとり、以下に留意して配管すること。</p> <p>なお、道路に給水主管を埋設する場合も同様とする。</p> <p>1. ～10. 略</p> <p>11. 給水管の分岐点 及び給水主管の屈曲点 には、『資料-6』に基づき、【表-3.1.1 給水装置指定材料一覧】にある「管理設識別マーク」を設置すること。</p>	<p>5. 1 配管要領</p> <p>宅地 (敷地) 内の給水主管が、家屋等の建造物の下を通過して配管されると、不測の漏水修理等の維持管理上重大な支障が生じるため、給水主管は建造物基礎及びその附帯物の外に埋設することを原則とする。</p> <p>ただし、止むを得ず給水主管を建造物の下に通過させる場合は、配管スリーブ等を設けて給水管の交換を容易にするか、点検口及び修理口を設ける等の措置をとり、以下に留意して配管すること。</p> <p>なお、道路に給水主管を埋設する場合も同様とする。</p> <p>1. ～10. 略</p> <p>11. 給水管の分岐点及び道路内での屈曲点の部位には、『資料-6』に基づき、【表-3.1.1 給水装置指定材料一覧】にある「管理設識別マーク」を設置すること。</p>

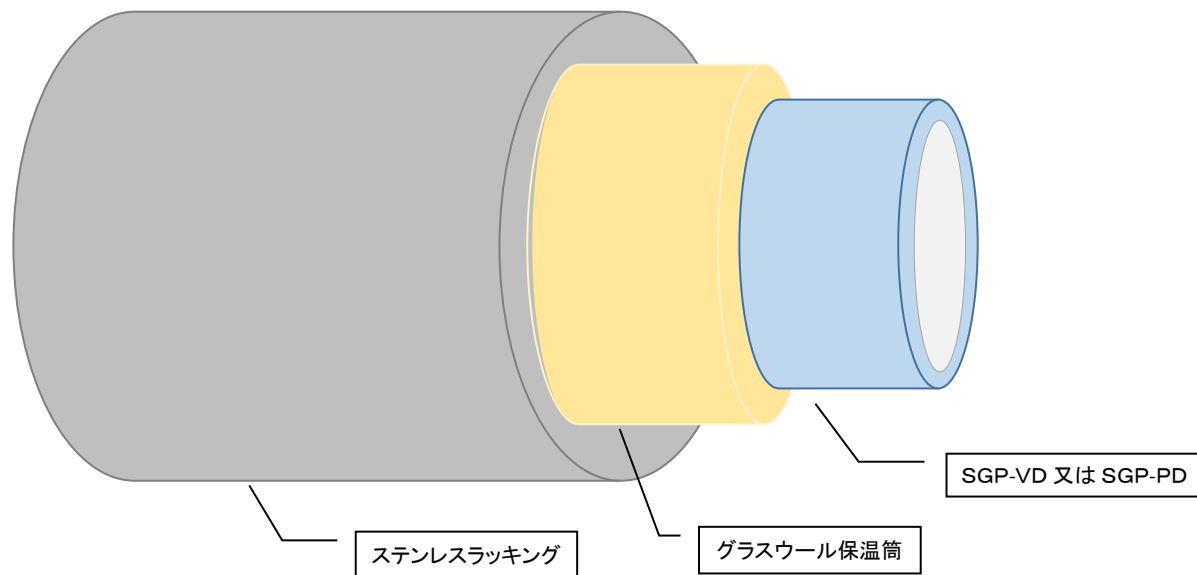
改正案	現行
<p>8. 1 給水装置工事の種別 (76 ページ)</p> <p>(2) 改造工事</p> <p>① 略</p> <p>② 土地に給水栓等を設置してある造成地等に建物等を建築し、内線工事を行う場合。ただし、企業長の施設した配水管から分岐し、水道メーターまでを企業長指定の基準適合、及び耐用年数以内であること。</p> <p>(3) 臨時 削除 工事 削除 一時的に水道が必要な場合、その使用目的及び使用期間を明確にして、当該工事の施工者に限り申請が可能な水道使用に係る工事とする。</p> <p>8. 5 臨時用水 (79 ページ)</p> <p>臨時用水とは、 削除 その使用目的及び使用期間を明確にし、一時的に水道を使用するものをいう。 なお、その使用目的としては、以下のものが挙げられる。</p> <p>(1) 建設工事に伴い、当該工事用水として用いるために給水するもの (2) 期間限定の各種興業又は、仮設建物等へ給水するもの</p> <p>8. 5-1 (臨時用水使用の条件)</p> <p>1. 使用目的による、臨時工事の「申込者(所有者)」及び「使用者」は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)給水装置を新設して、臨時用水として使用する「臨時」工事の申込は、「申込者(所有者)」及び「使用者」を指定工事業者又は当該建設・建築工事事業者として行う。 (2)仮設等給水の場合は、「申込者(所有者)」及び「使用者」を当該給水装置の所有者として行う。</p> <p>2. ～ 4. 略</p>	<p>8. 1 給水装置工事の種別</p> <p>(2) 改造工事</p> <p>① 略</p> <p>② 土地に給水栓等を設置する工事に関する申請後、1年を経過せずに当該土地に建物等を建築し、内線工事を行う場合(この場合、1年を経過した後は、新設工事とする。)</p> <p>(3) 臨時(改造・臨時)工事 住宅の新築、建替え工事及び一般建設工事に伴い、一時的に工事用水が必要な場合、その使用目的及び使用期間を明確にして、当該工事の施工者に限り申請が可能な水道使用に係る工事とする。</p> <p>8. 5 臨時用水</p> <p>臨時用水とは、給水装置を新設又は改造して、その使用目的及び使用期間を明確にし、一時的に水道を使用するものをいう。 なお、その使用目的としては、以下のものが挙げられる。</p> <p>(1) 新設・改造・給水管工事などを行う際に、当該工事用水として用いるために給水するもの (2) 仮住居、仮店舗、仮事務所又は仮設選挙事務所等の仮設建物等へ給水するもの、又は期間限定の各種興業等へ給水するもの(以下「仮設等給水」という。)</p> <p>8. 5-1 (臨時用水使用の条件)</p> <p>1. 使用目的による、臨時工事の「申込者(所有者)」及び「使用者」は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)「工事用水」の場合：指定工事業者又は当該建設・建築工事事業者 (2)「仮設等給水」の場合：当該給水装置の所有者</p> <p>2. ～ 4. 略</p>

改正案	現行
<p>5. 削除</p> <p>5. 臨時用水の使用料金については、当該臨時給水装置に設置した「臨時メーター」により、検針に基づき、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2(証紙による収入の方法等)第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、徴収する。 削除</p> <p>6. 略</p> <p>7. 削除 当該臨時用水の使用開始後1年を経過した後、当該給水装置の所有者又は使用者が希望する場合は、水道加入金を支払ったうえで、一般の扱いとすることができる。なおこの場合の手続きは、当該給水装置の所有者が行うこととする。</p> <p>8. 略</p>	<p>5. 前項4.につき、住宅建替え等で、既設の給水装置が「基準不適合」等により新設工事を申し込む場合等で、撤去工事により廃止する当該既設給水装置に給水栓等を設置して改造し、臨時用水として使用する場合に限り、当該給水装置の使用者を、当該工事に係る指定工事業者又は当該建設・建築工事業者へと変更することを認める。 なお、この使用者変更に関し、料金未納等の諸問題が生じたときは、指定工事業者又は当該建設・建築工事業者は、その責任において、処理解決を図ること。</p> <p>6. 臨時用水の使用料金については、当該臨時給水装置に設置した「臨時メーター」により、検針に基づき、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2(証紙による収入の方法等)第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、徴収する。 ただし、館林市については、使用期間が6か月を経過した場合、検針を行うこととし、検針数量により使用の料金額を算出して徴収する。</p> <p>7. 臨時メーターの口径は13mm及び20mmとする。ただし、指定の口径では、目的の使用水量が得られない場合は、その根拠を設計計算書により容易に明示し、企業長の承認を受けること。 なお、臨時メーターの貸与は、『資料-1 給水装置工事の手順』に準じて行うこととし、臨時メーターの保護については、『4. 5-4 (水道メーターの保護)』(2)に基づき行うこと。</p> <p>8. 「仮設等給水」の場合、当該臨時用水の使用開始後1年を経過した後、当該給水装置の所有者又は使用者が希望する場合は、水道加入金を支払ったうえで、一般の扱いとすることができる。なおこの場合の手続きは、当該給水装置の所有者が行うこととする。</p> <p>9. 臨時用水の使用目的の変更又は使用期間が経過する場合は、改めて所定の手続きを行うこと。</p>

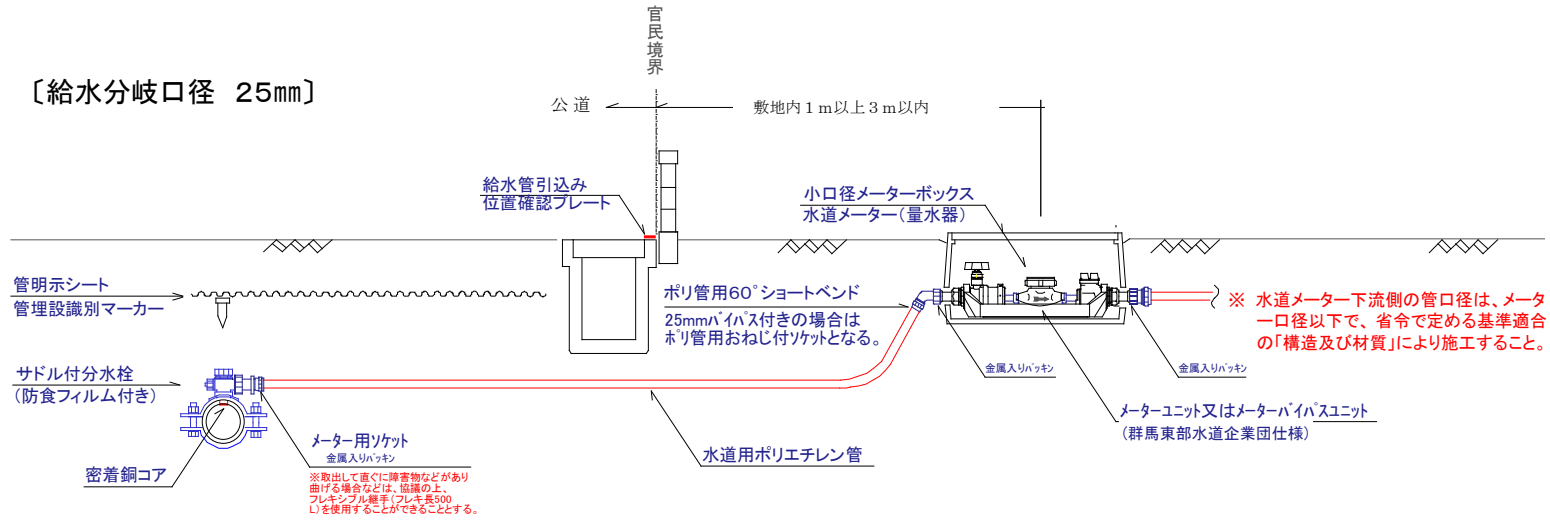
改正案	現行
<p>8. 6 工事用水 (80 ページ)</p> <p>工事用水とは、住宅の新築、建替え工事及び建設工事に伴い、水道を使用するものをいう。</p> <p>水道加入を伴う工事に限り使用料金を徴収するための使用水量の計測を行い一般料金を徴収するが、「使用者」は、指定工事業者又は当該建設・建築工事業者とする。なお、当該工事用水にあつては、使用の期間中に「使用中止届」及び「使用開始申込」を受理しない。また、使用者変更及び送付先の変更は行えないものとする。</p> <p>8. 7 略</p> <p>8. 8 略</p> <p>8. 9 略</p>	<p>8. 6 項目 新規追加</p> <p>8. 6 工事の完了</p> <p>8. 7 給水装置工事の取り止め</p> <p>8. 8 給水装置の使用開始と使用中止</p>

改正案	現行
<p>09. 資料 (82 ページ)</p> <p style="text-align: right;">資料-1</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事の手順 (工事申込みから水道メーター貸与まで)</p> <p>(注意) 工事用水の申込者(及び使用者)は、指定工事業者又は当該建設・建築 工事事業者に限る。</p> <p style="text-align: center; color: red;">削除</p>	<p style="text-align: right;">資料-1</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事の手順 (工事申込みから水道メーター貸与まで)</p> <p>(注意) <u>臨時の措置はメーター口径20mm以下を原則とし、申込者(及び使用者)</u> <u>は、指定工事業者又は当該建設工事事業者に限る。</u> <u>当該臨時措置につき、その使用後企業長は、その臨時メーターを撤去</u> <u>し、料金精算を行うことができる。</u></p>

水管橋 及び 露出配管 保温施工参考図



〔給水分岐口径 25mm〕



〔給水分岐口径 30・40・50mm〕

